

ごみ処理施設整備方針の見直し・再検討について

【広域化・集約化に対する国の動向】

令和6年3月29日付 環境省より「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（以下、環境省通知という。）以下のとおり発出されました。

- 持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要
- 都道府県が主体となり、ごみ処理広域化・集約化協議会を設置した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定
- 市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、長期広域化・集約化計画との整合性に留意

＜法令上の位置づけ・計画に記載する内容＞

広域化・集約化計画は、廃棄物処理法第5条の5において定める基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当します。

- 環境省通知に従い、広域化・集約化を図る上での枠組みとして以下の事項を記載する必要がある。
 - ・広域化ブロック割り
 - ・2050年度までの人口及びごみ排出量・施設数 等

【当組合の当面のごみ処理施設整備の方向性】

国は、一貫して「広域化」を推進しており、環境省通知においては原則として令和9(2027)年度までに長期広域化・集約化計画を策定するよう都道府県に対して求めています。栃木県による同計画の策定に向けた協議について、施設整備の一つの手段として、南那須地区としては積極的に参画する考えです。

しかしながら、広域化・集約化による新施設整備は、10年以上先になると思われることや、他の廃棄物処理方法を模索する必要性があることから、令和7～8年度で「ごみ処理施設長寿命化等計画」を策定し、今後当面の適正なごみ処理の確保を図るものです。